分野10.	差別の解消、	、権利擁護の推進及び虐待の防止					
分野目標	社会のあらゆる場面において障害を理由とする差別の解消を進めるため、障害者団体等の取り組みとの連携を図りつつ、事業者や市民の幅広い理解の下、環境の整備に係る取り組みを含め、障害者差別解消法や「障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例」 (以下、「市条例」という。)に基づき、障害者差別の解消に向けた取り組みを推進します。 また、障害者虐待防止法の適正な運用を通じて障害のある人への虐待を防止するとともに、障害のある人の権利侵害の防止や被害からの救済を図るため、相談・紛争解決体制の充実等に取り組むことにより、障害のある人の権利擁護のための取り組みを着実に推進します。						
番号		基 本 的 な が	策		所管課		
(1) 障害を	・理由とする差	別の解消の推進					
障害者差	別解消法が旅	を行されたことに伴い、障害を理由とする差別を解消する施策	及び合理的配慮	電の推進に努めます。			
10-(1)-1	障害を理由と	とする差別の解消に向けた取り組み					
	障害者差別解消法並びに同法に基づく基本方針、対応要領及び対応指針並びに市条例に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止 や、障害のある人に対する合理的配慮の提供を徹底するなど、障害を理由とする差別の解消に向けた取り組みを着実に進めるとともに、事業者が適 切に対応できるよう必要な対応を行います。						
	令和5年度 実施状況	〇障害者差別解消法及び市条例に基づき、相談体制の整備、地域協議会の運営、普及啓発活動、職員に対する研修等、障害を理由とする差別の解消を推進しています。 協議会等開催状況 協議会・意見交換会など 計4回開催	現状の課題・今後の見通し	〇市民や事業者への周知啓発活動を推進 し、特に事業者向けの周知に積極的に取り組 む必要があります。	障害福祉 企画課		
10-(1)-2							
	障害者差別解消法及び同法に基づく基本方針や市条例に基づき、社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮を的確に行うため、技術進歩の動向を踏まえつつ、ハード面でのバリアフリー化施策、情報の取得・利用・発信におけるアクセシビリティ向上のための施策、職員に対する研修等の環境整備の施策を着実に進めます。						
	令和5年度 実施状況	〇点字版・音声版・テキスト版の市政だより発行、手話解 説・字幕付き市政テレビの放映、閲覧支援ソフト(音声読み 上げ・文字サイズ変更等)によるホームページ運用を行って います。	現状の課題・ 今後の見通し	○今後も継続して実施する必要があります。	市長公室 広報戦略 課		
		〇不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方 やその具体例等を示した「北九州市職員対応要領」に基づ き、職員が差別の解消に向けて適切に対応するための研修 を行いました。 ・出前講演等 20回(うち職員研修等 3回)	現状の課題・今後の見通し	○今後も当事者やご家族からの相談に丁寧 に対応するとともに、障害を理由とする差別 の解消の推進に努めます。	障害福祉 企画課		
10-(1)-3							
	障害のある人に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、障害を理由とする差別に関する相談窓口の運営や、解決が困難な事案について助言・あっせんを行う第三者機関の設置等により、相談・紛争解決等を実施する体制の円滑な運用と、その利用の促進を図ります。						
	令和5年度 実施状況	○障害を理由とする差別に関する相談窓口として「障害者差別解消相談コーナー」を運営しています。 ○市条例に基づき、紛争解決を図るための「北九州市障害者差別解消委員会」を設置しており、体制を継続しています。	現状の課題・今後の見通し	○今後も当事者やご家族からの相談に丁寧 に対応するとともに、障害を理由とする差別 の解消の推進に努めます。	障害福祉 企画課		
10-(1)-4	人権施策の推	人権施策の推進					
	「人権文化のまちづくり」をキーワードに、人間の尊厳、自立、共生・協創の3つを基本理念とする「北九州市人権行政指針」に基づき、障害のある人 を含めた人権施策の推進に取り組みます。						
	令和5年度 実施状況	○障害者差別解消法及び市条例に基づき、相談体制の整備、地域協議会の運営、普及啓発活動、職員に対する研修等、障害を理由とする差別の解消を推進しています。 協議会等開催状況 協議会・意見交換会など 計4回開催	現状の課題・今後の見通し	〇市民や事業者への周知啓発活動を推進 し、特に事業者向けの周知に積極的に取り組 む必要があります。	障害福祉 企画課		
		〇「人権文化のまちづくり」の実現に向けて、幅広い年齢層 の市民を対象に様々な機会を通じて人権啓発を推進しまし た。	現状の課題・今後の見通し	〇市民、企業等の積極的参画を得ながら、引き続き「人権文化のまちづくり」の実現に向けて、人権啓発を進めてまいります。	人権文化 推進課		

番号	基 本 的 な 施 策			所管課			
(2) 権利接	引擁護の推進、虐待の防止						
障害のある人の権利擁護のため、更なる施策に取り組みます。							
10-(2)-1	虐待の予防と早期発見 障害のある人への虐待の予防及び早期発見等を行うため、市民、障害者団体、障害福祉サービス事業者、企業等に対して、障害者虐待防止法の概要について、積極的に啓発を行うとともに、地域における効果的な協力体制を検討します。						
	令和5年度 実施状況	〇障害福祉サービス事業者の集団指導の機会を利用した り、研修会を実施する等の啓発活動を行いました。	現状の課題・今後の見通し	〇今後も、集団指導時での研修や、弁護士会 と共同で開催の権利擁護や虐待防止に関す る研修会で啓発活動を行い、虐待の予防に 取り組みます。	障害者 支援課		
10-(2)-2	障害のある子	- -どもの保護者への支援					
	児童虐待の背景のひとつにある、障害のある子どもの子育てに係る課題を踏まえて、保護者に対する相談等の支援に取り組み、原と早期対応に努めます。 また、「障害者・高齢者相談コーナー」及び「子ども・家庭相談コーナー」で、障害のある子どもや家庭に関する相談に応じ、各窓口を連携を取りながら、それぞれの内容に応じた支援・対応を行うとともに、相談者の不安や負担感の軽減を図ります。						
	令和5年度 実施状況	〇児童福祉法に基づく児童福祉の専門的行政機関として、子どもに関する相談の受付、助言や指導、心理判定、障害の判定、一時保護など児童相談所業務を行いました。 〇児童虐待、非行、不登校などのさまざまな課題、悩みを抱える子どもや保護者を支援するため、カウンセリングやケースワーク、関係機関との調整・連携等に取り組みました。	現状の課題・今後の見通し	○児童福祉の専門的機関として、児童を取り巻く多種多様な課題などに対し、関係機関と連携・協力を図り迅速かつ適切に取り組むことが必要です。 ○子どもや保護者等、相談者に適切な支援を行うため職員の資質向上に努め、関係機関等との連携を図りながら、より効果的、効率的な事業運営に努めます。	子ども家庭 局子ども総 合センター		
		〇「障害者・高齢者相談コーナー」及び「子ども・家庭相談コーナー」で、障害のある子どもや家庭に関する相談に応じ、各窓口や関係機関等と連携を取りながら、それぞれの内容に応じた支援・対応を行い、相談者の不安や負担感の軽減を図りました。	現状の課題・今後の見通し	○引き続き、相談体制の充実に努めます。	障害者支援課、 長家庭 大学 で ままま で まままままます。 で ままままます。 で まままままます。 ままままままままます。 まままままままままま		
10-(2)-3	成年後見制度	成年後見制度と成年後見人の支援					
	障害のある人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、国の意思決定支援ガイドラインの普及を図ります。 また、日常生活上の判断に不安がある場合には、権利擁護・市民後見センター「らいと」が実施する市民の力を活かした法人後見により、日常的な 金銭管理や障害福祉サービスの利用援助を受けるなど、成年後見制度の利用を促進するとともに、成年後見制度の普及・啓発を行います。						
	令和5年度 実施状況	○知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人に、金銭管理、障害福祉サービスの利用に関わる助言・相談・援助を行い、地域において自立した生活が送れるよう支援しました。 ○専門職後見人(弁護士・司法書士等)不足を補う「市民後見人」の養成を行うと共に、法人後見業務を適正に行う団体の運営を補助しました。	現状の課題・今後の見通し	〇引き続き、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人に、金銭管理、障害福祉サービスの利用に関わる助言・相談・援助を行い、地域において自立した生活が送れるよう支援を行います。 〇引き続き、「市民後見人」の養成を行うと共に、法人後見業務を適正に行う団体の運営の補助を行います。	障害者 支援課		
10-(2)-4	成年後見制度の利用環境の整備、成年後見制度の利用促進						
10-(2)-5	成年後見制度の利用に際し、法的に高度な専門性を必要とする場合等は、北九州成年後見センター「みると」と連携・協働し、判断能力が不十分な方の権利と財産を守るための支援を行います。 また、成年後見制度の利用が困難な障害のある人等については、市長が代わって審判の申し立てを行うとともに、生活保護受給者等については、申し立て費用及び後見人等の報酬を助成する成年後見制度利用支援事業を推進します。						
	令和5年度 実施状況	〇判断能力が不十分で身寄りのない精神障害のある人、知 的障害のある人の福祉を図るため、成年後見制度利用支援 事業により、市長申立て事務及び生活保護受給者等に対し 費用の助成を行いました。令和4年10月から、助成制度の対 象を「市長申立て案件」に加えて、「本人・親族申立て案件」 にも拡大しました。 ・費用の助成 51件	祖状の課題。	〇引き続き、成年後見制度利用支援事業により、市長及び本人・親族申立て事務や生活保護受給者等に対し費用の助成を行います。	障害者 支援課		

番号	基 本 的 な 施 策			所管課		
10-(2)-6	相談・支援の担い手による取組みの推進					
	身体・知的障害者相談員を始め、身近な相談・支援の担い手による障害のある人の権利擁護のための取り組みを推進するとともに、各相談員等の 資質向上を図ります。					
	令和5年度 実施状況	〇障害のある人(障害のある子どもを含む)の相談に応じ、必要な指導、助言を行うとともに、地域活動の推進、関係機関への協力や「つなぎ」を行うことにより障害のある人の福祉の増進を図りました。 ・身体・知的障害者相談員 40人	現状の課題・今後の見通し	〇引き続き、身体・知的障害者相談員を通 じ、必要な指導、助言を行うとともに、地域活 動の推進、関係機関への協力や「つなぎ」を 行うことにより障害のある人の福祉の増進を 図ります。	障害者 支援課	
10-(2)-7	(2)-7 障害福祉サービス利用者等からの苦情対応 障害福祉サービス利用者等からの苦情を適切に解決するために、障害福祉サービス事業者が設けた苦情解決システムや福岡県に設置された運営適正化委員会、本市の保健福祉オンブズパーソンの活用を図りながら、障害福祉サービス利用者等の権利擁護					
	令和5年度 実施状況	○集団指導や実地指導を通じて、苦情解決に向けた措置を 適切に講じるよう事業者等を指導するとともに、解決困難な 場合は専門機関等を利用者に紹介するよう指導しました。	現状の課題・今後の見通し	○今後も集団指導や実地指導のみではなく、 日々の利用者等からの苦情や相談に対して、 その都度事業者に対して適切な運営を行うよ う指導します。	障害者 支援課	
10-(2)-8	高齢者•障害	- 者あんしん法律相談の推進				
	障害のある人や高齢者の財産管理等、法律に関わる問題を扱う高齢者・障害者あんしん法律相談事業を引き続き実施し、法律上で弁護士会の協力による支援を推進します。					
		〇弁護士会の協力により、障害のある人及びその家族等が 抱える「借地・借家」「相続」「金銭管理」「近隣とのトラブル」 など、民事・刑事上の法律にかかわる相談に応じました。 - 高齢者・障害者あんしん法律相談 154回	現状の課題・今後の見通し	〇引き続き、高齢者・障害者あんしん法律相 談を通じ、民事・刑事上の法律にかかわる相 談に応じていきます。	障害者 支援課	
(3) 行政等	等における配慮	である。 最の充実				
		配慮を受けることができるよう、市の職員等における障害のま きるように、行政サービス等における配慮を行います。	5る人に対するヨ	里解の促進に努めるとともに、障害のある人がも	その権利を	
10-(3)-1	市における合理的配慮の充実 市における事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法の規定により策定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する北九州市 員対応要領」に基づき、障害のある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について合理的配慮を行います。					
	令和5年度 実施状況	〇不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方やその具体例等を示した「北九州市職員対応要領」に基づき、職員が差別の解消に向けて適切に対応するための研修を行いました。 ・出前講演等 20回(うち職員研修等 3回)	現状の課題・今後の見通し	○新規採用研修、新任主査研修などの階層 別研修を活用し、行政職員として、障害の状 況に応じた適切な配慮などについて理解を深 める研修を実施するよう努めます。	障害福祉 企画課	
10-(3)-2	市職員等の研修の実施					
	職員研修にす。	おいて、障害及び障害のある人への理解促進を図る研修を身	尾施するとともに	、窓口等における障害のある人への配慮の徹	底を図りま	
		〇不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方やその具体例等を示した「北九州市職員対応要領」に基づき、職員が差別の解消に向けて適切に対応するための研修を行いました。 出前講演等 20回(うち職員研修等 3回)	現状の課題・今後の見通し	○新規採用研修、新任主査研修などの階層 別研修を活用し、行政職員として、障害の状 況に応じた適切な配慮などについて理解を深 める研修を実施するよう努めます。	障害福祉 企画課	
	令和5年度 実施状況	〇視覚障害者の特性や援助方法等を学び、視覚障害者に対する正しい理解を深め、窓口等の市民サービスの向上や日常生活での支援に役立てることを目的とする研修を行いました。 ・市職員を対象とした視覚障害者支援者研修会 5回実施 113人	現状の課題・今後の見通し	〇引き続き、市民サービスの向上を図るため、市職員の視覚障害者への理解促進につながる研修を実施していきます。	地域リハビ リテーショ ン推進課	
		○新規採用職員研修において、福祉関係の団体を講師とした福祉講義及び福祉実習を実施しました。視覚や聴覚に障害のある方への配慮や、窓口での基本姿勢等について実践的な研修を行いました。また、新規採用職員研修及び採用3年次職員研修において、障害者差別解消についての研修を行いました。○管理監督者マネジメント研修において、「受け入れ側」のサポートとして、丁寧なマネジメントを行うことができるよう、障害の特性や日常的な配慮のポイントなどの知識を身に着けるための研修を行いました。	現状の課題・今後の見通し	〇令和6年度以降も、福祉講義と福祉実習を実施する予定です。また、障害者差別解消についての研修も引き続き実施する予定です。 〇令和6年度以降も、管理監督者マネジメント研修内にて同様の研修を実施する予定です。	総務市民 局人事課	

番号	基 本 的 な 施 策				
10-(3)-3	市における行政情報の提供における配慮				
	市における行政情報の提供等に当たっては、情報通信技術(ICT)の進展等も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供に努めます。				
	令和5年度 実施状況 「情報の発信を行います。アクセシビリティに配慮したホーム ページ作成ガイドラインと支援ツールを整備しています。	○今後も継続して実施する必要があります。	市長公室 広報戦略 課		
10-(3)-4	障害特性に応じた選挙等に関する情報提供				
	選挙に当たっては、点字版「選挙のお知らせ」(選挙公報の点訳版)や音声版「選挙のお知らせ」(選挙公報の音訳版)又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、情報通信技術(ICT)の進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供に努めます。				
	令和5年度 実施状況 〇選挙公報の点字版及び音訳版を製作して配付するととも に、市ホームページに掲載して、障害特性に広く対応した情 報提供を図りました。 現状の課題・ 今後の見通し	○今後も継続して実施する必要があります。	行政委員 会事務局 選挙課		
10-(3)-5	投票環境の向上と障害のある人の投票機会の確保				
	移動に困難を抱える障害のある人に配慮した投票所のバリアフリー化、障害のある人の利用に配慮した投票設備の設置等、投票所における投票 環境の向上に努めます。 また、指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難 な障害のある人の投票機会の確保を図ります。				
	令和5年度 実施状況 令和5年度 実施状況 令和5年度 実施状況 ・スロープ設置投票所 常設設置 158箇所 仮設設置 75箇所 〇病院や施設、郵便等による不在者投票を促進しました。 ・不在者投票の実施	課題:仮設のスロープは、強度的に常設のようにはいかない。 また、出入口の位置や形態等により仮設できない施設がある。	行政委員 会事務局 選挙課		
10-(3)-6	資格試験等における配慮の提供				
	市が認定する資格の取得等において障害のある人に不利が生じないよう、検定試験や講習の実施等における必要な配慮の提供を推進します。				
	令和5年度 実施状況 O市が認定する資格の取得等において、障害のある人に対 し必要な配慮の提供を推進しました。 ・北九州市環境首都検定における合理的配慮の実施	ODX化推進のため、令和5年度をもって会場受検廃止。	環境局環 境学習課		